

賛助会員募集

加入のお誘い

当会では、地域福祉の充実のために「賛助会員制度」を設けています。この制度は、社会福祉への市民参加の一環として広く皆様方との結びつきを強め、社協の組織・事業活動をより充実させるものです。賛助会費としてご協力いただいた浄財は、当会の地域福祉・在宅福祉の先駆的独自の活動など、社協活動の充実に生かしてまいります。何卒、この制度により本市社協活動の基盤強化を図るため、社会福祉に御造詣の深い貴殿（貴団体）のご加入を心からお願い申し上げます。

賛助会員の特典

- ・本会発行の機関紙などの福祉情報を提供。
- ・当社協活動への意見具申。
- ・京都市社会福祉大会へ招待。
- ・社会福祉事業の協働者として顕彰。（※一定の要件必要）

賛助会員の資格と要件

- 1.加入資格 当社会福祉協議会の事業活動の方針に賛同される個人又は団体で所定の入会手続きを得たもの。
- 2.会費 年額個人・1口・1,000円／団体・1口・10,000円（但し口数に制限ありません）
- 3.任期 会員から脱退届けがない限り毎年更新いたします。

京都市社会福祉協議会賛助会員加入申込書

貴会の事業に賛同し、賛助会員として加入を申込みます。

平成 年 月 日

氏名 印

住所

所属団体名

会費額 (口) 円

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会長 殿



社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

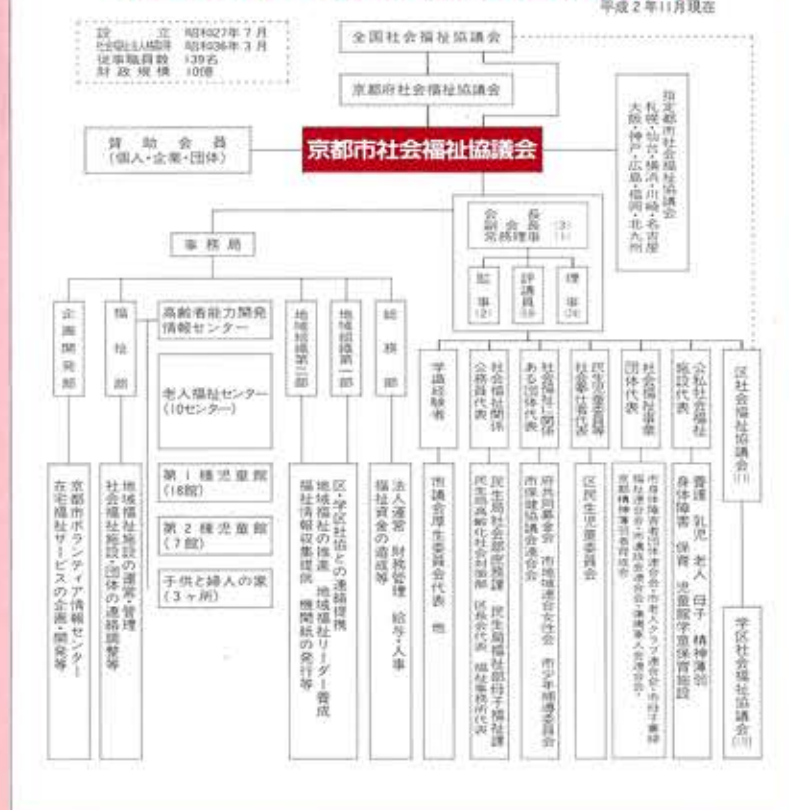
〒602 京都市上京区猪熊通り丸太町下ル
仲之町519 京都社会福祉会館内
TEL. (075)801-7460代
FAX. (075)812-5340

京都市社会福祉協議会の実施事業のあらまし

<h3>豊かな老後を築く</h3> <ul style="list-style-type: none"> ※高齢化社会に対応する福祉活動 ・右回丸洗い乾燥サービス事業の推進 ・入浴サービス(施設、送迎、移動)事業の推進 ・老人福祉センター事業の推進 ・高齢者能力開発情報センター事業の推進 ・在宅老人一人暮らしケア開発事業の実施 ・老人問題地域シンポジウムの開催促進 ・痴呆性老人デイケア事業の研究・実施 ※ひとりくらしやねたきりでも寂しくない地域づくり ・在宅老人ふれあいのまちづくり事業の推進 ・会食会、茶話会等交流事業の促進 ・なんでも(福祉、医療、年金、就労 etc)相談活動の推進 ・要介護老人介護者交流組織化事業の実施 ・生活援助型給食サービス事業の研究 	<h3>障害者の「完全参加と平等」の実現をめざして</h3> <ul style="list-style-type: none"> ※共に生きる地域づくり ・障害者地域交流事業の実施 ・まちづくり懇話会の開催 ・地域における障害者福祉活動の展開 ・方策の研究 ・おもちゃライブラリーの育成援助 ・福祉機器デザインコンへの開催 ・京都市心身障害者福祉総合会の開催 	<h3>子どもたちの健やかな成長を願って</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の福祉体験事業の実施 ・児童館事業の推進 ・育児相談事業の推進 ・子ども文庫の育成援助 ・児童福祉問題シンポジウムの開催 ・青少年対策事業の推進 ・私設児童遊園遊具の整備の促進 	<h3>ボランティア活動で地域福祉の充実に</h3> <ul style="list-style-type: none"> ※ボランティア活動の充実のために ・京都市ボランティア情報センターの運営 ・ボランティア情報システムの研究開発 ・ボランティアハンドブックの発行 ・ボランティア情報誌・誌の発行 ・地域ボランティア活動促進事業の実施 ・ボランティア保険の普及 ・各種活動機材の貸し出し事業の実施 ※あなたもボランティア活動へ ・ボランティア・フォーラムの開催 ・ボランティア・コーディネーター養成講座の開催 ・高齢者問題ボランティア研究懇話会の開催 ※児童・青年もボランティア活動を ・青少年の福祉体験事業の実施 ・福祉教育シンポジウムの開催 	<h3>福祉情報・研修を地域福祉活動の力に</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・新春福祉のつどいの実施 ・市・区社役員セミナーの開催 ・地域福祉リーダー養成講座の開催 ・学区社協会長研修会の開催 ・区社協職員研修会の開催 ・社会福祉施設職員研修会の開催 ・社会福祉関係新任職員研修会の開催 ・介護福祉士養成講習会の開催 ・各種福祉講座の開催促進 ・機関誌「まちづくり」の発行 ・地域広報誌の発行促進 ・フィルムライブラリーの充実及び社会福祉関係資料の収集 	<h3>福祉資金の造成</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の風土づくり基金の造成 ・共同基金運動の推進
---	--	--	---	--	---



京都市社会福祉協議会組織図



京都市社会福祉協議会運営事業所

- | | |
|---|--|
| <h3>高齢者無料職業紹介所</h3> <p>京都市高齢者能力開発情報センター
中京区千生通金町30中央老人福祉センター内 ☎075-812-1347</p> | <p>京都市西宮児童館
北区大宮東山町13-17 ☎075-892-0644</p> <p>京都市上京児童館
上京区今小路御通東入西今小路町795 ☎075-864-4815</p> <p>京都市高野児童館
左京区高野東山町 ☎075-22-4640</p> <p>京都市松ヶ崎児童館
左京区松ヶ崎小竹町32 ☎075-791-8300</p> <p>京都市吉田児童館
左京区吉田中町 ☎075-701-3079</p> <p>京都市じゅらく児童館
中京区繁栄通 4F ☎075-801-5000</p> <p>京都市養正児童館
左京区田中京町29番地 ☎075-722-6424</p> <p>京都市清水児童館
東山区清水5丁目130 8東山合同福祉センター内 ☎075-811-0433</p> <p>南大内児童館
南区大内町の町5番地 ☎075-717-1703</p> <p>京都市山王児童館
南区東山南町15 ☎075-737-7376</p> <p>京都市百々児童館
山科区西野山ノノ1 ☎075-503-5027</p> <p>京都市山階児童館
山科区菅原4丁目 ☎075-503-6880</p> <p>京都市梅津児童館
右京区梅津中町35 ☎075-717-7971</p> <p>京都市西京児童館
西京区上社前町29 ☎075-802-4700</p> <p>京都市櫻原児童館
西京区櫻原2丁目 ☎075-302-6700</p> <p>京都市大枝児童館
西京区大枝町4 ☎075-332-3824</p> <p>京都市春日野児童館
伏見区日野町10 ☎075-71-0311</p> |
| <h3>老人福祉センター</h3> <p>京都市北老人福祉センター
北区龍野2林町14 1北合同福祉センター内 ☎075-812-8845</p> <p>京都市上京老人福祉センター
上京区今小路御通東入西今小路町795 ☎075-864-4809</p> <p>京都市左京老人福祉センター
左京区高野東山町 ☎075-22-4650</p> <p>京都市中京老人福祉センター
中京区千生通町46 3千生会社ビル ☎075-821-2000</p> <p>京都市東山老人福祉センター
東山区清水5丁目130 8東山合同福祉センター内 ☎075-811-0434</p> <p>京都市山科老人福祉センター
山科区柳ノ辻西町11-10 ☎075-501-1630</p> <p>京都市下京老人福祉センター
下京区上田給馬場通河原町西八軒町462 ☎075-511-1730</p> <p>京都市南老人福祉センター
南区万代西町 ☎075-717-1717</p> <p>京都市右京老人福祉センター
右京区鴨津7丁目14 ☎075-864-2789</p> <p>京都市西京老人福祉センター
西京区上社前町29 ☎075-802-4705</p> | <h3>第1種児童館</h3> <p>京都市紫野児童館
北区龍野2林町14 1北合同福祉センター内 ☎075-892-8812</p> |

いま誰かのために何ができるだろう!?

豊かな福祉社会を開く。



地域福祉、在宅福祉の充実と発展をめざして

社会福祉協議会とは

今日、人口の高齢化が急速にすすみ、家族も夫婦と子ども、あるいは夫婦だけという家族の形態が多くなり、さらに、地域社会で住民が互いによく知り合い、助け合うという住民生活は、だんだん衰退して来ました。

家族が信じ合い健康な生活をしている限り、自由で幸福な家庭は維持できるでしょう。

しかし、時と共に、高齢者世帯やひとり暮らしの老人となったり、又家族に長期の病人や障害者がでると、家庭は直ちに崩壊を招きやすく、さらに今日、離婚も増え、母子家庭・父子家庭も多くなってあります。

一見して問題のない平和な地域社会の住民生活も、よくみると福祉課題がいっぱいあります。

社会福祉協議会は、このような地域社会における住民生活の福祉問題を中心として、住民の福祉増進を目指して、広範な事業を展開している社会福祉事業法に基づいて設置された、民間の自主的な福祉推進団体です。

とりわけ、社協は地域住民の共同意識を集約した地域の福祉問題の解決に向けて、住民の主体的参加による「福祉のまちづくり運動」をすすめると共に、社会福祉の今日的課題である地域福祉を推進するため、新しく公共の立場にたち、各種の在宅福祉サービスも行っています。

社協の基本的性格

1 住民参加の原則

社会福祉協議会は、住民参加の原則にもとづき、住民とともに地域社会の社会福祉の充実をめざします。

2 公私協働の原則

社会福祉の分野だけでなく、健康・医療・教育などの関連分野の専門家の参加、さらに住民、ボランティア、対象者も参加し、協働して、地域福祉の総合的推進をはかります。

3 民間性の原則

社会福祉協議会は、民間の自主組織ですが、地方公共団体の代表も参加する公共性の高い組織でもあります。

4 系統的組織の原則

市・区・学区を基本単位とし、地域に根ざした組織であると同時に、全国各段階の社協が相互に協力しあって活動をすすめることのできる系統的組織であります。

みんなが主役、福祉のまちづくり。

お年寄り、児童、障害を持つ人も持たぬ人も共にくらす、明るく住みよいまち。福祉関係者の協力のもとに、地域住民の思いやり・支えあう心をつめて、愛とふれあいの福祉のまちづくりを推進しております。

推進目標

- 1 高齢化社会に対応して、生甲斐と豊かな老後の暮らしを推進します。
- 2 ひとり暮らしや寝たきりでも寂しくない地域づくりを推進します。
- 3 障害者の「完全参加と平等」の実現をめざし、障害（児）者の住みよいまちづくりを推進します。
- 4 子どもたちの健やかな成長を願って、地域の豊かな環境づくりを推進します。
- 5 ボランティア活動の振興で地域福祉、在宅福祉の充実をはかります。
- 6 社会福祉協議会の充実をはかり、福祉のまちづくり事業の基盤強化をはかります。



くらしに役立つ福祉情報の提供。

福祉のまちづくり活動のアラカルト



ひとり暮らしのお年寄りを見守る食事サービス。



車イスの介助講習や障害者の住みよいまちづくり活動。



福祉の心をはぐくむ青少年福祉体験事業。



寝たきりのお年寄りの入浴サービスや介護講習事業。



在宅老人ふれあい交流事業